

ブリヂストン健康保険組合が保有する個人情報の利用目的

ブリヂストン健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（被保険者等記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納のうえ、健康保険業務全般加入者の管理・各種証の発行管理・オンライン資格確認システムへの連携・番号法に基づく情報連携・住基情報との突合確認に利用します。
- ・ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、所得証明書、在学証明書などの収入等判定書類や住民票、戸籍謄本などの身分関係に関する書類によって、認定・検認作業を行います。
- ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証または資格確認書を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。
- ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診

療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の被保険者等記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。

- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の被保険者等記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。

- ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、標準報酬月額の設定や保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。

- ・ 保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者に委託しています。

- ・ 健診受診申し込み者について、「マスター」の被保険者等記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データ等を契約健診機関及び同機関提携健診機関に渡し、健診結果の送付に利用します。

- ・ 契約スポーツジム利用者について、「マスター」の被保険者等記号番号、氏名、性別、年齢、住所データ等を契約施設に渡し、施設利用申し込みに利用します。

2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。

- ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。

- ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の被保険者等記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。

- ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。

- ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に療養状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。

- ・ 傷病手当金の請求者について、必要があると認める場合には事業所に勤怠情報などを確認し、給付の決定を行います。

3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、健康保険業務システム業者にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。

- ・ レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。

- ・ 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者等記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、

確認を取ります。

- ・ 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者等記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。

- ・ レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。

- ・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。

- ・ レセプトデータを基に、高額療養費の支給決定を行います。

- ・ レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。

- ・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。

- ・ レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。

- ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。

- ・ レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者に委託し、医療費通知を加入者に通知します。

- ・ レセプトデータの加工分析業務をレセプト等分析業者に委託し、個人の健康状態に応じた個別性の高い情報提供や、その他の保健事業、疫学調査等に利用します。

- ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。

- ・ 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。

4 健康診断については、健診受託業者に業務委託して実施します。

- ・ 結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。

- ・ 当組合は、事業主との共同事業として、健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則として全て事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。

- ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。

- ・ 健診結果データの加工分析業務をレセプト等分析業者に委託し、個人の健康状態に応じた個別性の高い情報提供や、その他の保健事業、疫学調査等に利用します。

- ・ 健診結果データを、国に対する特定健診の実績報告に使用します。

- ・健診結果データを、オンライン資格確認システムへの連携に使用します。

5 保健指導については、一部を保健指導の委託業者に業務委託して実施します。

- ・ここでのいう保健指導とは「特定保健指導」「若年者向け保健指導」等、健診の結果から生活習慣の改善に向けた個人別の指導の事をさします。
- ・当組合は、事業主との共同事業として保健指導を実施しており、健診結果を基に保健指導が必要と判断した場合は、原則としてすべて事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。
- ・保健指導の対象者となった方の健診結果は、一部あるいは全部を保健指導の委託業者に共有し、生活習慣改善に向けた保健指導を実施いたします。
- ・保健指導の実績は「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。
- ・保健指導の分析業務をレセプト等分析業者に委託し、個人の健康状態に応じた個別性の高い情報提供や、その他の保健事業、疫学調査等に利用します。
- ・被扶養者の保健指導についても上記と同様の扱いとします。ただし、被扶養者の健診結果や保健指導該当の有無については、被保険者の事業主に共有いたしません。
- ・特定保健指導のデータを、国に対する特定保健指導の実績報告に使用します。

6 レセプト及び健康診断について、保健事業や疫学調査等のために、匿名加工情報の継続的な作成をレセプト分析業者に委託します。当該匿名加工情報に含まれる情報の項目は、性別、生年月日、医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等）、診療報酬明細書の受診履歴、健診の受診履歴です。なお、個人を特定できる情報は含まれません。

7 その他保健事業の実施について

- ・健康づくりキャンペーンの参加者名簿を賞品手配、発送業者へ配布します。

8 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用後、厳重に保管します。
- ・役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会やその他個別の業務連絡などに用います。

9 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に

代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記 1、2 における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があります。1、2 で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

また、個人情報保護法第 21 条第 4 項各号に定める次の場合は、利用目的の通知・公表を行わないことがあります。

- (1)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

- (1)各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。
- (2)規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者に委託し、溶解処理を行います。また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

